



# SMTB年金ニュース



(平成27年1月5日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 平成27年度税制改正大綱について（企業年金関係）

平成26年12月30日、自民・公明両党から「[平成27年度税制改正大綱](#)」（以下「大綱」と言います。）が発表されました。

大綱中の企業年金に関連する事項についてご案内申し上げます。

なお、これらの事項は確定拠出年金法や中小企業退職金共済法等の改正を前提としており、施行時期等の詳細につきましては、次の通常国会（例年1月に召集されます。）に提出される法案等の内容により明らかになると思われます。

### ◎ 平成27年度税制改正の具体的内容について（企業年金関係）

大綱中、企業年金に関する事項は多方面に記載されているため、弊社にて概要をまとめております。なお、大綱本文に記載された内容を抜粋したものを次ページ以降に掲載しております。

#### (1) 個人型DCの加入可能範囲の追加

① 個人型DCの加入者として新たに企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第3号被保険者を追加する。

⇒従前、第1号被保険者及び第2号被保険者のうち企業年金がない会社員しか加入できなかったものを、当該改正により全被保険者が個人型DCに加入できるようにするもの。

② ①の新たに追加される者の拠出限度額を以下のとおり定める。

イ 企業型DC加入者（他の企業年金がない場合）※	年額 24 万円
ロ 企業型DC加入者（他の企業年金がある場合）※	年額 14.4 万円
ハ 確定給付型年金のみの加入者及び公務員等共済加入者	年額 14.4 万円
ニ 第3号被保険者	年額 27.6 万円

※企業型DC加入者が個人型DCに加入するための要件及びその場合における企業型DCの拠出限度額は、③及び④のとおりとなります。

③ 企業型DC加入者が個人型DCにも加入できるようにするための要件を以下のとおり定める。

企業型DC規約において以下2点の定めを行うことを要する。

- イ マッチング拠出を行わないこと
- ロ 個人型DCの加入者となることができること

④ ③の個人型DCにも加入できる措置を講じた企業型DCについて、企業型DCにおける拠出限度額を以下のとおり定める。（個人型DCの拠出限度額相当分が減額される。）

- イ 他の企業年金がない場合 年額 42 万円（現行は年額 66 万円）
- ロ 他の企業年金がある場合 年額 18.6 万円（現行は年額 33 万円）

## (2) 個人型DCにおける小規模事業主掛金納付制度（仮称）の創設

⇒小規模な企業に勤務する従業員が個人型DCに加入している場合、その事業主が当該個人型DCに対して追加拠出を行える仕組みを創設する。これに伴い、以下の税制上の措置を講じる。

- ①事業主が個人型DCに拠出した掛金は、従業員の給与所得に係る収入金額には含めない
- ②事業主が個人型DCに拠出した掛金は、損金算入する

## (3) 年金制度（DB及びDC）及び中退共制度間におけるポータビリティの拡充

⇒DCからDBへの移換や中退共実施事業主が中小企業者でなくなった場合の解約手当金相当額のDCへの移換等を認める。

### ◎ 平成27年度税制改正大綱中の企業年金に関する事項の抜粋（原文のまま）

#### (1) 個人所得課税（国税）（P. 33～）

##### 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

##### 一 個人所得課税

##### 4 その他

##### （国税）

(3) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

② 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。

なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

イ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合） 年額24万円

ロ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合） 年額14.4万円

ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額14.4万円

ニ 第三号被保険者 年額27.6万円

(注) 上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額66万円、他の企業年金がある場合：年額33万円）は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

④ その他所要の措置を講ずる。

- (4) 中小企業退職金共済法等の改正を前提に、事業主の申出による特定退職金共済制度から中小企業退職金共済制度への掛金等の移換、事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換並びに被共済者の特定業種退職金共済制度間又は特定業種退職金共済制度及び一般の中小企業退職金共済制度間の移動に伴う所要の措置を講ずるほか、移換又は移動後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

## (2) 個人所得課税（地方税）（P. 36～）

### 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

#### 一 個人所得課税

#### 4 その他

（地方税）

〈個人住民税〉

- (2) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

② 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。

なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

イ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合） 年額24万円

ロ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合） 年額14.4万円

ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額14.4万円

ニ 第三号被保険者 年額27.6万円

(注) 上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額66万円、他の企業年金がある場合：年額33万円）は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

④ その他所要の措置を講ずる。

### (3) 法人課税（国税）（P. 79～）

#### 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

#### 三 法人課税

#### 6 その他

#### （国税）

(5) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 個人型確定拠出年金における小規模事業主掛金納付制度（仮称）の創設に伴い、次の措置を講ずる。

イ 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、損金算入する（所得税についても同様とする。）。

ロ 小規模事業主掛金に係る個人型確定拠出年金の積立金について、現行の確定拠出年金の積立金と同様に、退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。

② 次の年金制度間及び年金制度と中小企業退職金共済制度との間において年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における掛金等及び積立金等について、引き続き現行の措置を適用する。

イ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度への年金資産の移換

ロ 合併等に伴う確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度から中小企業退職金共済制度への年金資産の移換

ハ 合併等の後も引き続き事業主が中小企業者である場合のその合併等に伴う中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換

(6) 中小企業退職金共済法等の改正を前提に、事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換がされた場合の同制度における事業主掛金及び積立金について、引き続き現行の措置を適用する。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕 03-6256-3581